

第一回議院

大蔵委員会議録

第八号

(一三九)

昭和二十八年六月二十五日(木曜日) 午前十時五十分開議		出席委員 千葉 三郎君
理事長 理事吉米地英俊君 理事淺香 忠雄君 理事内藤 友明君 理事佐藤觀次郎君 理事井上 良二君 理事島村 一郎君		有田 二郎君 正芳君 黒金 泰美君 藤枝 泉介君 福田 駿芳君 本名 武君 小川 豊明君 木原津與志君 久保田鶴松君 春日 一幸君 平岡忠次郎君
出席政府委員 大蔵政務次官 愛知 握一君 (主務局長) 大蔵事務官 渡辺喜久造君 (銀行局長) 大蔵事務官 阪田 泰二君 (管財局長) 国税局長官 平田敬一郎君		同(森清君紹介)(第一四八六号) 同(加藤精三君紹介)(第一五六八号) 同(小堀柳多君紹介)(第一五六九号) 揮発油税軽減に関する請願(堤ツル ヨ君紹介)(第一四八七号) 同(森清君紹介)(第一四八八号) 同(中村三三之丞君紹介)(第一四八九 号)
委員外の出席者 検事 吉田 要君 専門員 横木 文也君 専門員 黒田 久太君		同(春日一幸君紹介)(第一四九〇号) 同(勝間田清一君紹介)(第一五六五 号) 同(加藤精三君紹介)(第一五六六号) 同(増田甲子七君紹介)(第一五六七 号) 国有機器器具交換払下げに関する請 願(春日一幸君紹介)(第一四九九号) の審査を本委員会に付託された。
六月二十四日 昭和二十八年度における特定道路整 備事業特別会計の歳出の財源の特例 に関する法律案(内閣提出第九七号) 特別減税国債法案(内閣提出第九八 号) 漁船再保険特別会計における漁船再 保険事業について生じた損失を補て ぐするための一般会計からする繰入 金に関する法律の一部を改正する法 律案(内閣提出第九九号) 木船再保険特別会計法案(内閣提出 第五四号) 法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六二号) 所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六三号) 相続税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六四号)		金に関する法律の一項を改正する法 律案(内閣提出第九九号) 国家公務員等に対する退職手当の臨 時措置に関する法律の一項を改正す る法律案(内閣提出第一〇三号) 著音機針に対する物品税撤廃の請願 (春日一幸君紹介)(第一四八二号) 石油関税の減免措置延期に関する請 願(堤ツルヨ君紹介)(第一四八三号) 同(春日一幸君紹介)(第一四八四号) 同(勝間田清一君紹介)(第一四八五 号) 一般会計の歳出の財源に充てるため の緊要物資輸入基金からする一般会 計への繰入金に関する法律案(内閣提 出第三三号) 登録税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三五号) 揮発油税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三四号) 昭和二十一年度における一般会計、 帝国鉄道会計及び通信事業特別会計 の借入金の償還期限の延期に関する 法律の一項を改正する法律案(内閣 提出第三六号) 昭和二十一年度における一般会計、 帝国鉄道会計及び通信事業特別会計 の借入金の償還期限の延期に関する 法律の一部を改正する法律案(内閣 提出第四三号) 木船再保険特別会計法案(内閣提出 第五四号) 法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六二号) 所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六三号)

公共団体に対する資金の貸付等に関する政府の経理を取扱つておるのであります。昭和二十八年度におきましては、その財源に充てるため、一般会計より二十五億円を繰入れることができることとしようとするものであります。

る漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

した漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律によりまして、漁船損害補償法の規定による拿捕留等の事故を保険事故とする特殊保険につき、昭和二十七年四月一日から同年十一月三十日までの間における漁船再保険特別会計の損失を補填するため、昭和二十八年度において、一般会計から五千円をこの会計の特殊保険勘定に繰入れることができます。これが、同一年十一月以降引続き特殊保険の保険事故が異常に発生し、本年三月までにさらに二千八百万円余の損失を生ずるに至りましたので、一般会計からその繰入額五千万円を七千八百万円に改めようとするものでござります。

あります。その改正の要点を申し上げます。

等について、本改正の趣旨に準じてござります。何とぞ御審議の上、すやすかに御賛成あらんことをお願ひいたします。

以上がこの三法律案の提案の理由でござります。十一法案を一括議題として質疑を行ないます。質疑は通告順によつて漸次これを行ないます。内藤君を許します。

○内藤委員 銀行局長にお尋ね申しますがたと存じますが、今日日本建鉄、あるいは津上製作所などの不渡り手形の問題、並びにやみ金融のいろいろなごたくした問題が起きました。金融界はまことにどうも多事多難な様相を示しているのであります。極端な言葉を使いますが、あなたがパニックを使いますことは慎まなければならぬのであります。あなたがパニックの前夜のような感じが実はするのであります。大蔵省に銀行局があるのかないのか、政府に金融政策があるのかないのか、いささか私ども疑われるものがあるのであります。

そこで私は結論を申し上げますが、これは今まで少くない資金というものが消費方面に流れた結果が、今日のようなことになつたのではないかと思うであります。ジエサップという人が、日本は妙なところであつて、設備の改善をしなければならないところにまわすべき資金を、ビルディングにまわしているということを述べているのであります。まさにその通りである。こうしたことでは、私はこれから先の日本

の産業といふものは、思ひやられるのがあります。ですが、ここで政府は、これは自由党の皆さんおられるので、いやお気持を持たれるかも存じませんけれども、もう今日になりまして、この次金というものを野放図にほうつておくべきものでない、これはよほど考えて行かなければならぬという意味から何か投資委員会のようなものでもおきになつて、もう少しとの資金といふものを、日本の産業にプラスになるようなところへまわるようにして行かなればならないのではないか。今日いろいろな問題の病源は、そこにあつたと私は思うのですが、これ銀行局長か、凍達の政務次官か、どちらでもいいのであります。ひとつその通りかその通りでないのか、御返事をいただきたいと思うのであります。

○河野(通)政府委員 御指摘のように、最近金融問題につきましては、いろいろ問題がありますことはお話を通りであります。これらの問題につきましては、御意見の通りだと思ひて解決をはかつて参らなければならぬのであります。資金の規正と申しますが、重点的な使用が非常に必要でありますことは、御意見の通りだと思ひます。從来からこれらの資金の問題につきましては、相当私どもやかましく言いまして、重点的な効率的な資金の使用ということについて、金融機関などですそういう必要が痛感されることは、御指摘通りであります。大蔵大臣も先般の財政演説で申しておりますように、資金の使用につきましては、今後一層重点的な、効率的な使用に意を用

いて参らなければならぬと考えておられます。ただ問題は、そういう重点として、何かここで直接に資金統制申しますか、金融統制と申しますか、そういう法的な規正を行うことがないか悪いかにつきましては、私は、この際まだ直接的な金融統制ではなく段階ではないというふうに考えております。

なお今ビルのお話等もありましたのが、現在金融機関といたしましては、ビル、そういうものに対する設備整備に融資を出すことは、抑制をする上に強力に指導をしております。ただ間接にいろいろな形でビルに資金が流れることも、もちろんあるかと思いますが、これらの点につきましては、なかなか捕捉がむずかしい。これは裏から申しますと、やはり金融における一つの調整の限界というものがあると思う。ただ金融の面だけからこれら問題を強く押えることによつては、たとえばビルをつくることが適当でないといった場合において、金融の面からだけでこの問題を解決するということ是非常に困難な点もある。そうすれば、全体の産業政策として、これらの問題についてさらなる統制を強化するかという問題になりますが、これは実は私の所管でもありませんので、この点ははつきりしたこと

の問題の使用の統制を法的に行うことがないか悪いかの問題につきましては、現在の段階においては、まだ私は確問があるのじやないかと考えております。従いまして今の段階におきましては、そういつた資金なり資材なりの重法の強制によらないで、そういう方向へ持つて行くというふうに配慮いたして行かなければならぬのじやないか。それがためには、緊要なる産業の合理化資金等につきまして、できるだけ抑制して行くというふうな方向で、今後とも強力に指導して参りたい、かように考えておる次第であります。

○内藤委員 重点使用の問題であります

が、また統制ということは悪いことである、そういうふうな段階ではない

といふ話であります。従来私ども大蔵省の皆様のいるところを見ておりますと、こういう金融のことにつきましていつもお尋ねなさるのは、日本銀行の総裁だけなであります。あなたから、これらの日本の金融政策はこうするんだ、今日こういう状態だから、どういうこともしなければならぬのだといふことは、一言もお聞きし

ませんけれども、ああいうことをおつしやつておられる。私はこう

いうところに大きな災いがあるんじやないかと思うのであります。今日の銀

行の中では、それは御連絡があるのかどうか知りませんけれども、ああいうこ

とをおつしやつておられる。私はこう

いうところを見ていますと、今日の状態では

——そんなものは今ないかも存じませ

んけれども、そういうところに比較的よい流しまして、言葉をかえて申しますと、優良企業の方に流しましては、そうしなければならないとも思つてあります。それはもちろん銀行側としましては、そうしなければならないとも思つてあります。——それはもちろん銀行側としましては、なかへ流れます。でも二十でも二十でも支店をこしらえるんだ、そのままやるんだ、どういうお考まで依然としておやりなさるのかどうか。それをひとつお聞き申し上げたいであります。

○河野(通)政府委員 銀行の店舗の問題であります。これは私ども非常に

お聞き申し上げたいであります。

私は思うのであります。それから次にお尋ね申上げたいのは、予算委員会で預金のコストのこと

で大蔵大臣からいろいろ御答弁なさつておられたのであります。預金の金利を引下げられないといふのは、いろ

いろ原因がありましようけれども、私は思つてあります。銀行局はおやめになつたらいと

ほんとうに一つ腹を締めて御指導願わなければならぬのではないかと思つてあります。もしそれをなさらぬなら

私は思うのであります。それから次にお尋ね申上げたいのは、予算委員会で預金のコストのこと

で大蔵大臣からいろいろ御答弁なさつておられたのであります。預金の金利を引下げられないといふのは、いろ

いろ原因がありましようけれども、私は思つてあります。銀行局はおやめになつたらいと

ほんとうに一つ腹を締めて御指導願わなければならぬのではないかと思つてあります。銀行局はおやめになつたらいと

——それからこれは小さな問題であります。

○内藤委員 押えるとおつしやつておられますけれども、裏から有力な人が

ちょっと来られると、またふえると

お外は全部押える、そういう方針

で臨んでおられます。

○内藤委員 押えるとおつしやつておられますけれども、裏から有力な人が

ちょっと来られると、またふえると

お外は全部押える、そういう方針

で臨んでおられます。

○井上委員 国有財産法等の一部を改

正する法律案に関連して、ちょっとと伺

いたい問題がございます。それは虎ノ門のニューエンペイヤモータース自動

車会社に今から四年ほど前に、いろいろなジグザグ・コースはありました

が、約六百坪余りを坪当り五円十銭で

——そらなつていながら、これは実態

すけれども、この間から問題になつて

おりました信金庫法の一部を改正す

る法律案の名称の問題であります。

これは貸金業法第三条には、貸金業者

の業務は届出するということになつて

おりますが、そのときに疑わしいもの

があればだぞというので、行政指

導でやれるのですが、それで防ぎ切れ

ないのありますよ。

○河野(通)政府委員 届出を受理いた

ります場合には、これが法令に違反し

ておる疑いがない限りは、受理いたす

い。この点管財局の方から御説明を願いたい。

○阪田政府委員 虎ノ門公園の土地につきましては、この国会の決算委員会

におきましてもいろいろと問題になり

まして、御説明申し上げておつたので

あります。この土地は元来内務省の

所管に属しております。都に對して

あります。その後内務省が廃止に

なりまして、引続き建設省で所管をい

たしまして、東京都に貸し付け、東京

都が公園用地として使用するとい

う形になります。その後内務省が廃止に

なりまして、引続き建設省で所管をい

たしまして、東京都に貸し付け、東京

都がこれをニューエンペイヤモータ

ース会社に貸し付けまして、しかも今

日ごらんになりまするような鉄骨の二

階建の建物、そのほか地下のタンク

その他の設備をいたしまして、公園と

して貸し付けておりまするにもかかわ

らず、公園としての実態を備えないよ

うな状態になりました。大蔵省の私ど

ものといたしましては、この事実を

発見いたしましたので、二十四年以

來、大蔵省といたしましては現状がそ

ういうふうな貸付けの目的通り使わ

ていない——目的通り公園になつてお

らなさしつかえありませんが、現状

はそらなつていながら、これは実態

からいつて大蔵省に返還せられるべきものである、こういうことを申して参つたわけであります。いろいろと建設省、東京都等と交渉いたしまして、その間会計検査院からも注意を受けるといふような事態がありました。が、先般、今年の六月一日であります。が、建設省及び東京都におきまして、虎ノ門公園の公園の指定を廢止いたす措置をとりまして、その結果として大蔵省の方へ返還して参りました。それで大蔵省でこれの引継ぎを受けまして、現在は大蔵省所管の普通財産ということに相なっております。それで返還を受けましたあの財産をどう処置するかにつきましては、法律的にも適法な処分でなければなりませんし、またいろいろな経緯があつたものでありますから、適正で公正な処置をしなければならぬ、それが見ても御納得の行くよう筋の通つた処置をしなければならないことで、ただいま慎重に検討中でございます。まだ結論を出すには至つております。

○井上委員 期間満了までに、貸し付けた者と所有者との間で今後の貸付をするかしないかということについて検討されるということなら、それはわかるのでございます。ところが契約期間は一月に切れておる切れておるのに、

今日まだこの政府の所有物件に対してどうするか検討中だといふのは、それ

はどういうことですか。

○阪田政府委員 東京都とエンパイアモータース会社との間の貸付契約は、一月末に満了いたしまして、二月末までにあれを原状に復して返す、こういう契約になつておつたわけであります。

原状に復して返せば、これを公園にす

るのであるからということで、今日まで大蔵省に対して返還とか引継ぎとかの措置がなかつたわけであります。そのためには、今後十分に法律的な問題も検討してからなければならぬと私は考えております。

○井上委員 どういわけで、そんなにむずかしくものを考えるのですか。問題はあなたの方が、しかばね東京都にむづかしくもの考えております。

○井上委員 どういわゆる現状における財産の引継ぎを受けた場合、当然契約期間が満了している現在においては、立ちのきの成規の手続をとりましたか。

○阪田政府委員 問題の土地につきまして、立ちのきの請求をするというようなことも一つの考え方であります。が、ただそういうような考え方をとるべきだということが、法律的に可能であるかどうか、いろいろ検討しなければならないのです。それを十分慎重に、はつきりさせた上では、具体的の措置に出たいと考えております。

○井上委員 現実に契約書によつて契約期間が定められて、しかも貸借条件がはつきりきめられて契約をされて、その契約期間が完了しました以上は、当然爾後再契約するが、それとも再契約すべきものでないといふのならば、

○阪田政府委員 不法占拠といいますか、何といひますか、現在の状態といつましてもは、國がエンパイアモータース会社とあの土地の貸付契約を締結しておるわけではありません。無契約の状態のまま、あの会社が現実にあつまつては、

○阪田政府委員 この問題は、法律的に混乱がなく、簡単にやれる問題でありますれば、当然東京都が契約通り期

限が来たときに立ちのきさせて、原状に復して返せば、これを公園にす

にむずかしい法律関係にある状態になつておりますので、それを解決するためには、今後十分に法律的な問題も検討してからなければならぬと私は考えております。

○井上委員 どういわけで、そんなにむづかしくものを考えるのですか。問題はあなたの方が、しかばね東京都にむづかしくもの考えております。

○井上委員 どういわゆる現状における財産の引継ぎを受けた場合、当然契約期間が満了している現在においては、立ちのきの成規の手続をとりましたか。

○阪田政府委員 問題の土地につきまして、立ちのきの請求をするというようなことも一つの考え方であります。が、ただそういうような考え方をとるべきだということが、法律的に可能であるかどうか、いろいろ検討しなければならないのです。それを十分慎重に、はつきりさせた上では、具体的の措置に出たいと考えております。

○井上委員 現実に契約書によつて契約期間が定められて、しかも貸借条件がはつきりきめられて契約をされて、その契約期間が完了しました以上は、当然爾後再契約するが、それとも再契約すべきものでないといふのならば、

○阪田政府委員 不法占拠といいますか、何といひますか、現在の状態といつましてもは、國がエンパイアモータース会社とあの土地の貸付契約を締結しておるわけではありません。無契約の状態のまま、あの会社が現実にあつまつては、

○阪田政府委員 この問題は、法律的に混乱がなく、簡単にやれる問題でありますれば、当然東京都が契約通り期

限が来たときに立ちのきさせて、原状に復して返せば、これを公園にす

回復をした上で処置すべき問題であつたわけであります。東京都におきましても、処置がむずかしかつたために、やむを得ず公園の用途を廢止して私どもの方に返して参つた、こういうようないふる点につきまして、いろいろ法律的に検討中でありますから、具体的には申し上げかねますが、たとえば借地権が存在しておるかどうか、こういうような点につきましては、一番慎重に検討してみなければならぬ、こういうふうに私は考えておりました。その人が、何か民法上まだその他の法規上——当然これに基く契約が存在しております場合は、これは一応われわれも法を守るといふ立場から、相手方の意向も十分聞いて、円滑な解決へ持つて行くことが妥当であると思ひます。ところが現実に、何らその手方の意向も十分聞いて、円滑な解決へ持つて行くことが妥当であると思ひます。

○阪田政府委員 大蔵省におきましては、会社の利益をはかるとか、そういうようなことのため処置を延滞している、こういうようなことは絶対にありませんから、はつきり申し上げております。それから半年も処分を延滞しておつた、こういうお話をございませんから、はつきりしなさい。

○阪田政府委員 大蔵省におきましては、会社の利益をはかるとか、そういう

定してあるのですから。國の財産はあなたのかつてな考え方で、あるものはこれを借り受けて会社に貸しておつたわけであります。それで会社と交渉して、契約通り返さべきを返さず、しかも大蔵省にも引継がずに今日まで持つて参つておつたわけであります。私どもの方が東京都から返還を受けましたのは、六月一日のことであります。

す。半年も処置を遷延しておつたことは絶対にございません。それで私どもとしたしましては、かような問題のある土地でありますから、公正にこれを処置したいということです。十分に慎重な研究をいたしたい、かように考えておるわけであります。それから契約関係がない契約をしてないものをどうしてそのままやつておるのかといふお話をございますが、契約がございませんでも、具体的にあいう土地で堅牢な半永久的と見られる建物その他の施設がなされておる、こういう事実に基き発生するような法律関係につきまして、十分検討しなければならぬと思います。ただ契約がない、こういうことだけで簡単に法律的な措置がとれるものではないというふうに私は考えております。

か。一等地ですよ。現実にあすと会社に営業をさして、堂々と仕事をさしておるじゃないか。それで何らの使用収益もとつてないじやないか。それで会社の利益を守つていいないとどうして言えます。相手は民間の営利会社ですよ。そんなあなた、たゞへしくと言わぬときなさい。実際のことろ、結果はあなたのところが利益を守つていることになつてゐるじやないですか、そういうことをお考えになりませんか。そうして財産権のはつきりした責任は、大蔵省じやないです、その点をはつきりしてもらいたい。

○阪田政府委員　もちろんお示しのようだ、この財産は国有財産であります。ところが国有財産の管理が当を得ていないなどといいますか、公園とするために東京都に貸しつけた、しがるにその目的通り使われていない、こういう國有財産の管理として不適当な、目的外に使われたという状態がありましたために、これを是正するという意味で、その第一段として、その実態に従つて大蔵省に返してもらうべきである、こう主張をいたしまして、それが六月一日に実現した、こういう形になつておるわけであります。私どもといしましては、これからこの国有財産の処置を軌道に乗せる、正当な処置をするための手続をとりたい、こう考えておるわけでありますが、その処置が今日きまつております。まだ具体的にこういうふうな処置で、こういうふうにするからと、いうことで御了承を得ることができるいのは、はなはだ残念ですけれども、その辺のところは御了承願いたいと思います。

の委員として、管財局長の話はまことに心外だと思う。大体六月一日にこちからへ移管されたことは、今の御答弁でわかりますけれども、のことと自体は、以前からはつきりしておる。六目には、管財局において十分検討されていなければならぬはずのものである。しかし、今日に至つてもなおそれが検討中であるというような御答弁を承つたんでは、われべくとしても納得することができぬ。いやしくも公園といふ使用目的のために許されてしまつたところが、東京都がそういう方向に持つて行くべき、東京都がそなへたときに何らかの処置をとつて、それから後に向うとどういう話し合いをしようとも、今日までほつておるといふことは、私はこの事態は許さないができないのである。私は、管財局には相当の役人がたくさんいて、そういうことを日夜検討し努力しておられるものだと思うのですが、それが、それが六月の一日に國に返る以前から、大体いろいろな問題があつたことははつきりしている。六月の一日に移管されたら、ただちに立ちのきの手続きを、法的な措置をとつて、——それからあとに向うとまた詰合ひがどうなろうとも、そういう措置がとられていいないと、ということは、私は管財局長の責任であると思うのですが、御所見を伺いたい。

に六月一日以前からこれは非常に大きな問題になつておつた事件であります。私どもいたしましても、もちろんその前からこれを返させて、その後どう処置すべきかとどういふことは、いろいろ検討しておりますが、内部事情を申し上げるわけであります。私どもの方の内部におきましても、いろいろの案をすでに考えております。しかし、内部事情を申し上げるわけであります。大臣も後送されまして、実はまだ大臣にも、十分にこの関係の経緯を御説明する機会がないうな状態であります。私どもの方事務的に考えておりまする案を、たゞちにこれが大蔵省の一つの意見で、というふうに、ここで責任をもつて立ち上げることができかねますので、この辺のこととを、大蔵省としてはつづりした意見を申し上げる時期に至りました。はなはだ恐縮であります。御了承願いたいと思います。

きまろ上申されたい旨を述べたる中で、お詫びの言葉を頂いた。そこで、手落ちは何としても管財局にあると私はがようく考へてある。すみやかにこれに対する適切な措置をおとりにならんことをお願いして、私の質問を終ります。

○春日委員 折れて出れば話がわかるという、こういうことでは問題の解決ができぬと思う。たとえば脱税者が発見された、その脱税者がまことに済みませぬと言つたら、大蔵当局はその脱税者を容赦するかというのです。有田委員は、体裁のいいことを言つて仲裁したような形になるが、われ／＼はこれを受取ることはできない。そこでちつとお伺いをしたいのですが、大体建物は無届で建築がされておると伺つております。少くとも大蔵省が東京都に貸したときは、公園として貸した。ところが公園としての用途目的に沿わないで、そこへ鉄筋コンクリートの建物がまさに建つておる。このことは、東京都内においてあなたの方にわからぬはずはない。そういう事実自体を見のがしておつて、本日こうじう問題を巻き起して来ておる。このことは、あなた方がやはり国有財産を管理する立場において、職をむなしくしたが、あるいは職を汚したが、その二つのうちの一つであります。この責任はあくまで追究されねばならぬと思います。それからもう一つ問題になることは、ただいまあなたは、こういう事実に基き発生した法律関係を調査しなければならぬと言われるが、どういうふうな違法な事実でも、その事

わかつたのであります。こういふような事件は、あなたの監督下にある國有財産の中に、あるいはあるのではなくいか、そういう点についてはつきりと、係争中のものがあつたら聞かせていただきたい。

○阪田政府委員 国有財産の関係につきましては、いろいろ国有財産を处分いたしましたり、貸付をいたしました。関係におきまして、やはり遺憾であります。が、その売払いの目的通り使われていなかつた、用途をきめて貸し付けたものが、ほかの用途に使われておつたという事例がたまゝござります。さよならことにつきましては、やはりそれ／＼その実態に応じて、是正するような措置をとつて来ているような次第であります。

○佐藤(觀)委員 それでは、最近のそういう処分された問題、あるいは係争中の問題、そういうものをひとつ統計に表わして、資料として大蔵委員会に提出していくべきだとい、それだけお願ひします。

○有田(一)委員 関連して、管財局長に今資料の要求がありました。が、由来管財関係のものは、終戦後旧陸軍、旧海軍の軍人、軍属の人が、そのまま財務局所管に移管された方が相当あるのです。その中には非常にまじめな方もおられるのであります。が、えてして間違いを起される方もある。これらの方も題が、終戦後今日までいろいろ／＼管財關係に問題のあつたことは、局長も御承知の通りであります。こういう点は十分念頭に入れて、そうして今他の委員から御要求がありました点を、資料として要求いたします。

て、改正する法律案に関連をいたしましたが、合資会社と匿名組合との区別であります。合資会社は、無限責任社員と有限責任社員とからなつておられます。これが実質的に申しますならば、匿名組合とかわりがないのであります。と申しますのは、無限責任社員と匿名組合との区別といふ話でございまして、合名会社は、無限責任社員だけからでき上つてある会社であります。法五百三十五条规定、これは一体どう区別をいたしますか、この区別についての解釈を願いたい。

○吉田説明員 合名会社、合資会社と匿名組合との区別といふ話でございまして、合名会社は、無限責任社員だけからでき上つてある会社であります。これが最近の金融梗塞の関係や、なおこれに関連して正規な、法規の規定に従わぬままわらわしき金融業務を行つておりますものが、最近非常にふえて来ておりますが、皆さんも御存じのことと思いますが、特にこのうちで、商法に規定してあります匿名組合の規定を利用いたしまして、保全経済会等の金融機関が新しく生れております。この問題については、すでに当委員会において、たび々議論がされて來たそうですが、この際匿名組合により、大衆から預金を、特定の人の出資という名前で集めまして、ある一定の期間を切つて高利の配当をやつしていくといいますか、そういう問題について、この法の解釈について、特に法務省の民事局の方に伺いたいのあります。商名組合の規定と、同じく商法に規定してあります合名会社、合資会社等の規定、これは一体どう区別をいたしますか、この区別についての解釈を願いたい。

いうのは、結局営業者でありますし、
有限責任社員というのは、出資者で
あるからであります。しかし一方は、注
人の形態をとつてゐるのであります。
史的に申しますならば、本来同じと
ころから出しているものでありますから、
実質的に同じになるのは当然なのであ
りますが、ただ一方は、匿名組合の方
は、営業者だけが表に出て、出資者は
裏に隠れているという性質のものであ
ります。それから合資会社の方は、営
業者と出資者が共同して営業を行ふと
いうような性質のものであります。
従つて、そういうような関係から、一
方は法人となり、一方は組合というう
とになつて來たのであります。ですから
ら、匿名組合の方でありますと、営業者
だけが商人ということになるわけで
あります。

になりましたような、大衆を相手に名組合形式のものを締結することがありますから、これが匿名組合といえるのかどうかということは、はなはだ疑問なものがありますから、たゞ利害をはげでありますから、たゞ利害をはげでありますから、お互いがどういう話をいたしかつてできまして来いをしたかということできまして来いをしたかということできまして来いをしたかといふことできまして来いをしたかといふことできまして来いをしたかといふことは、何とも申し上げられないだらうと思います。

○井上委員 この民法の匿名組合の規定は、今あなたが御説明の通り、特に自分が信用し、この人に出資したものとまかせておけば、相当の営業実績をあげて、うまくやつてくれるであろうことだけ、ただちに匿名組合といえかどかかどかかといふことは、何とも申し上げられないだらうと思ひます。

契約に適しないということは、言える
だろうと思います。しかし、それが全
然不可能とは言い切れないのじやない
かと考えております。ただ、現在行わ
れているような匿名組合形式のもの
が、はたして匿名組合かどうかといふ
ことになりますと、個々の契約につい
て当つてみなければわからないわけな
のです。あるいは、中には匿名組合も
あるかもしれません。ただ多数の人と
一つの匿名組合契約を結ぶとしますれば、
多数が同時に匿名組合員となると
いう方法によるか、あるいは個々別々
に匿名組合契約をするということになると
りますれば、その都度計算関係が違つ
て参りますから、事実上不可能じやな
いかといふうに考えられるわけであ
ります。

○井上委員 匿名組合の規定によつて
出資契約をいたします場合は、当然そ
の事業内容なり、またその事業がうま
く行くという一つの見通しの上に立つ
て、その主宰者を信用して出資される
ということが、私は普通の常識上の行
為でないかと思ひます。ところが、全
国津々浦々に支店、出張所を設け、その
事業内容に至つてもほとんど何ら示す
ことなく、單に何万円出資すれば、二箇
月預かりをいたします、そうしてそ
の利子は何分お払いたします、そ
ういうことが主として契約の条件になつ
ている。事業目的といふものは、全然
明らかにされておらぬ。単に出資した
金額に対して、二箇月間を限つて何分
の配当をいたします、何分の利益を差
上げますといふ契約が、主としてその
出資者を募る場合の条件にされており
ます。そういうものが、はたして匿名
組合といえるかどうか、こちい問題

がここに起つて来ます。こういふように、現実に匿名組合の制定をいたしましたが、精神をはるかに逸脱した行為が、平氣で行われておりますが、もしそれほど大きな出資者が、全国津々浦々にわたりますような広汎なものになつて來ましたならば、当然それは株式会社の組織にかかるとか、あるいはまだ他の組織にかかるとかいうことの方が、私は商法規定の合理的なやり方ではないかと思います。民事局は、そういうふりにお考えになつておりますが。そしてまたそういう逸脱された、非常にこれを悪用したやり方に對して、これを脱法と認めませんか。

○吉田説明員 先ほどお質弁を補足さしていただきまして、あわせて御答弁申し上げたいと思います。先ほど商法違反ではないかと言われたのでござりますが、大体商法の規定は、その具体的な契約が匿名契約であれば、商法の五百三十五条以下の規定を適用するというだけでございまから、商法違反といふような問題は起きて来ないわけでございます。その契約が五百三十条以下の匿名組合に当りますならば、その上で実際にやつて行くことは、商法の規定に違反することになる、ということは考えられるわけです。しかしその場合でも、結局は債務不履行といふ問題になるわけでございますから、それをたとえば商法違反であるから刑罰をかけるというようなことは、起つて来ないわけです。そこで、大衆を相手に匿名契約を結んだとしますならば、それを、たとえば商法違反であるといふことは、つまりかりにそれが匿名組合だつたとしますならば、五百三十五条以下の営業者の義務といふもの

うというふうに考えられるだけであります。従つて商法上といたしましては、その場合債務不履行が出て来るのではないかという問題になりますと、ちよつと私の方の関係ではございませんので、ここでお答えいたしかねるわけであります。

○井上委員 私は、法の議論をここでするつもりはありません。ただわれわれが常識的に判断をしました場合、匿名組合といいますのは、ごく少數の信用され信用した者の間ににつくるものが、大体匿名組合ではないか。それからさらに今度は大きくなりました場合に、合資会社ができ、合名会社ができて行く。さらにそれがまた発展して株式会社の組織にかわるということが、大体普通やられていることじやないかと思うのです。そういう商法に規定してあります資本の集め方や、商行為の責任の分担等についての規定を全然踏みにじつて、ごく小範囲のお互いの間の責任と信用上につくる匿名組合をもつて、全国的な組織にこれを持つて行く。そしてそれは、ほんとうのその組合の営業の内容その他は秘密にして全然わからない。單に、出資した者に対する金利を払うという契約だけで金を集めている。こういうことになつて来ますと、この商法の匿名組合の規定はまつたく意味をなさぬ。従つて匿名組合といふものについて一定の制限を設けるといひますが、たとえば三十人なり五十人なり、ごく小範囲の人に限るといふような、制限規定を設けるといふことにすることが必要でないか。これが

あります。もちろんその契約者のうちで、これは匿名組合であつても、この商法の匿名組合を十分に心得ていて、そうしてこれは匿名組合であるといふ具体的な契約を見てみなければわからぬのであります。全体として、ことを匿名組合と見ていいかどうかといふことについては、はなはだ疑問なんですが、契約でありますから、非常に多数の契約があるわけですから、非常に多數の契約があるのでありますし、どれか一つだけをかまえて、性質はこうだというわけには行かないのではないかと思います。従つて、そういう特別な事態に対しても、特別立法をするということは考へられましようけれども、商法一般を改正するという必要はないのじやないかと考えます。

この規定によつて多數の人と契約をしようとする行為が行はれて、このために非常な弊害を至るところに生じております。私は、商法全般に対しても改訂をとやかくは申しませんが、少くとも匿名組合の規定がそういうふうに悪用されておる現実から考へて、この匿名組合の規定をさらにもつと整備するといいますか、たとえば、合資会社と株式会社との相違点等についても、もつと明確に規定した方がいいのではないかと思ひますが、そらはお考えになりませんか。

○吉田説明員 この匿名組合に関する規定は、当事者の意思解釈規定でありますから、この意味解釈の基準として、一応の型がきめられてあるだけなのでありますて、契約は自由でありますから、お互にどういうような契約をしようと、これは何ともいたし方がないわけなのであります。そうなると、ただ商法に規定された匿名組合にびつたり合つたものだけに、この匿名組合の規定を適用するというだけのことなのです。逆に違つたものが出て参りましたときは、それに類したものがあれば類推適用するということになりますれば、今度は別な規定を適用するということになるだけなのです。ですからこの匿名組合を、たとえば出資者を三十人に限るといつしますれば、四十人の出資者が出た場合には、また別な契約だというだけのことになりますて、それが無効だとかなんとかいうことにはならないと考えます。

○井上委員 契約の自由の原則から議論をしますならば、あなたのようないい

とも解釈がつくかもしれません。ところが、契約の自由という一つの商法の精神から、匿名組合の規定が悪用されてしまうと私は思つておるのでした。匿名組合といふものを何ゆえに商法に規定してあるのか。大体会員会社、合資会社、株式会社といふ規定を何ゆえに商法に規定してあるのか。その精神から考えて、当然その匿名組合の範囲といふものは、またお互いの契約いたします信頼関係といふものは、およそ限度がある。そして匿名組合には、營業者の責任の範囲においても、それ／＼その限度がある。それが何万人も、全然頗も知らなければ、声を聞いたこともない者が、支店において、本人が全然頗も知らなければ声を聞いたこともない者に、自分の命より二番目の金を預けておるのじやないですか。そういう現実が起つておるのでです。そういうことを、この組合の規定を利用してやつている。そこには税金もかけなければ何もしないということで、えらい問題になつて来つておる。だからそこをあなたの方の方で、これは契約も自由であるけれども、その契約の自由が、非常に社会に大きな弊害を、この法の規定に基づいて起しておるという事実を認めなければいかぬと思ひます。そうすると、この法に対して、他との契約をいたずら、それは契約の内容を一々見てみなければわからぬ、そう言えばこれはそもそもしれない。そういうことになつたのでは、いつまでたつても話ができるぬ。だから全然見知らぬ人を信用して出資をします場合には、信用していな

ければ出資契約はいたしませんから、やはりその人を信用しているというところでしよう。ところが、顔を見たことない方で、ただ月何ぼの利子をやるからと、うことで出資させておるわけでしょ。そういふばかなことがその規定であります。そういうふうなことが生じておる以上は、いかに契約の内容といえども、それを規正するといつて行われておりまして、これによつて弊害が生じておりますから、弊害が生じておる以上は、いかに契約の内容が必要であるかと思うのであります。そうでなければ、あなた方月給をもらつて判を押しておるだけでは困ります。それはあなた方は専門家だから、もう少し検討してもらつて、もう少し検討してもらつて、この業態を調べになつて、この業態だけは一度ここへ出直して来てもらいたい。のれんに腕押しみたいな議論を、ここまでやつておつてもきりがつかぬから、もう少し検討してもらつて、もう少し検討してもらつて、この業態だけは一度ここへ出直して来てもらいたい。

○有田(二)委員 国税庁長官に一言お伺いしたいのですが、予定申告なんかで、業態をお調べになつて、この業態だけは、昨年度よりこのくらいの増収があつたらしいとのことです。私は異論がござります。しかし、第一線の税務署が納税者に対しても、お前の業態は去年から何割増しだ、何割増しに予定申告を行つて、その結果われくのところには、税率が少々下つても、結局は税務署の方で何割増しといたことで頭からやつて来るから、減税じやないと言つて来る。選挙のときにも、相当野党の諸君が、から攻撃を受けておる。そこでわれ

われは業態を調べて、昨年の状態よりも本年の状態が、この業態は大体何割増し見当增收があるはずだというような御見当をつけることは、まことにつけどころであり、国税局内でそういう御指導をなさることも当然であつて、これを野党が攻撃なさることは当らないと思う。しかしながら、予定申告はさることながら、いよいよ決定のときになりましても、一旦決定した以上は一歩も引かないというような話を聞くわわれは承る。国税局なり税務署内部の指導はけつこうであります、業者は千差万別であります。非常にもうかつているところもあれば、業態が悪くて、あるいはその家族が病氣とか、特別の事情のために収入が非常に少いというような者も、間々あるのであります。ただ国税局、あるいは国税庁で御調査になつて、昨年度よりこの業態が平均して大体何割の增收があるべきだという見通しがけつこうであります。が、税金の決定といふのは、正しい所得に對して正しい税の決定がなさるべきものである。国税局の指導に基いて、各税務署がその個々の実態を見きわめないで、収益のないところに、頭からお前のところの業態は何割増しで予定申告して來ない限り受けないというようなことをなさいますため、われく自由党は、選挙において非常な不利な立場に立つた。しかしながら国税局側の、昨年度よりも本年度はこうあらねばならぬという面に対しでは、われくは異存がないので、それはまことにけつこうだと思うのであります。が、第一線の運営の方法においては、私はまだ研究する余地があると思う。国税局側から十の指令が出

たら、それが末端において三十も四十もいる業態は非常によい業態であるにもかかわらず、特殊な業者については、個人の事情によってそれだけの収入をあげていらないことも間々あるのであります。それで、これらの指導が末端においてよく行われていないために、われわれは世間から非常な攻撃を受けておるという事態があるのです。これに対して国税庁長官の御所見を承りたいと思います。

○平田政府委員　お答え申し上げます。ただいまのお話は、予定申告に関するお話をと存じますが、予定申告に関しましては、大体前年の決定で行く、むしろそれ以上によくは出でない。ただ前年の事情が、いろいろな特殊の事情のために非常に低くなつておるという人が常態に復したために、むしろある程度高く申告していただき方が確定申告の際にいいのじやなかろうか、こういう例外的な人の場合におきましては、ある程度前年の実績額以上に申告することを勧める場合がありますが、予定申告につきましては、前年よりも、少くとも推定でよけいに申告していただきということは、方針といいたしまして、できるだけ避けるということにいたしておる次第であります。ただ今御指摘のように、所得の状況がどういう状況であるかということについては、常時調査をいたしておりまするが、申告の指導の方法といましましては、大体そのようにいたしております。

思います。今の有田さんの御意見は、まことにごもつともだと思います。さ
らに予定申告につきましては、あまり
欲張つたことはやらない方がいい、む
しろそれよりも早く片づけた方がいい、む
しろそういうふうに、実は考へる次第でござ
ります。

○有田(二)委員 国税庁長官のお話は
よくわかりますが、長官は最近まで主
税局長をしておられて、第一線の状態
については、御研究になり、御検討に
なりつあるところだと思うのであり
ます。今までの状態といふのは、末端
において、国税庁の方から昨年度の業
態よりも何割増しなければならぬと
いうので、どこでも第一線の税務署
は、何割増しというような指導を強く
いたしておるのであります。そのため
に納税者の方では、税率が下つても、
とにかく税率が下つただけ今度は税務
署の方で水増しをして来る、だから減
税にならない、こういふような抗議を
われくは受けておりますが、これに
ついては、調査した結果、その業態が
昨年よりもいいといふものに対して
は、正しい所得に対して正しい税金を
かけることが、いわゆる税法の建前で
ありますから、私はいいと思う。ただ
第一線の指導の方針において、国税庁
から何割増しといつて指導が来ておる
から、何割増しでなければならないの
だといふ線を強く押し通して行かれる
ところに、世間に非常な誤解を招いて
おると、私はかように考えるのであり
ます。従いまして、私は何割増しとい
う国税庁の指導はいけないとは言つて
ない、それは正しいと考える。しかし
ながら、納税者の個々の事情を十分参
照しなければならぬのであります。

今までの国税局なり國税局なり税務署は、人手も足りなかつたし、またいろいろな納税者の数も非常に多かつたが、最近減税に次ぐ減税によつて、納税者の数も非常に減つて来てる。また調査も割合完成して来ておりまする段階におきましては、個々の納税者の状態をよく調査して、かりに予定申告が一〇〇%であつて、実態が八〇%より收入がなければ、八〇の言い分を聞いてやるというような税務署の第一線の運営がなされなければならぬ。国税局としては、当然そうなされておる、かよにお考えでありましようが、第一線においては、さように行われていないうちが開々あつて思いますが、非常に不満があつて、全国的に問題を起しておるのであります。特にこの点、国税局としては、それらの指導をやつていただきと同時に、前に申しました、昨年度より本年は何割増しだ、問答無益だといふような税務署員がよくあるのであります。そういうことのないように、三年ほど前に本委員会において申したのであります、当時は主税局でありましたが、主税局から國税局にかわりました。当時から、大体税務署にはどの程度の割当が行つておるか、本委員会で尋ねますと、そういうことは絶対ないといふ。ところがわたくしが京都なり大阪へ参りまして調べますと、税務署の方では、國税局側から割当が来ておりまして、いかんともいたしかたがないのであります、割当をまけていたく以外には、方法はありません。こういうような確たる証拠を持つて参りましたので、遂に國税局側も折れまして、そういう方法をおやめになりましたが、

税務署が一年間にどれだけの納税ができるであろうかというようなものをつておられまするが、そのとつておられた方向についても、私は無理のないよう、國税局長官として御指導を賜わりたいと思う。各税務署も國税局も、私が再々本委員会で申し上げるようになりますが、そのとつておられた方向についても、私は無理のないよう、國税局長官として御指導を賜わりたいと思う。各税務署も國税局も、私がまだくそその点については遺憾の見出されるので、ひとつ十分國税局長官において御検討せられたい。何割増しというようなことを、内部的にお話をされることはけつこうであります。が、まさに御非難を一掃いたしたいので、絶対に何割増しでなければいかぬと云ふことは、許されないことであると思ひうる。正しい所得に対する正しい税金がかけられるのがあります。が、第一線においては、さように行われていないうちが開々あつて思いますが、非常に不満があつて、全国的に問題を起しておるのであります。特にこの点、国税局としては、それらの指導をやつていただきと同時に、前に申しました、昨年度より本年は何割増しだ、問答無益だといふような税務署員がよくあるのであります。そういうことのないように、三年ほど前に本委員会において申したのであります、当時は主税局でありましたが、主税局から國税局にかわりました。当時から、大体税務署にはどの程度の割当が行つておるか、本委員会で尋ねますと、そういうことは絶対ないといふ。ところがわたくしが京都なり大阪へ参りまして調べますと、税務署の方では、國税局側から割当が来ておりまして、いかんともいたしかたがないのであります、割当をまけていたく以外には、方法はありません。こういうような確たる証拠を持つて参りましたので、遂に國税局側も折れまして、そういう方法をおやめになりましたが、

税務署が一年間にどれだけの納税ができるであろうかというようなものをつておられまするが、そのとつておられた方向についても、私は無理のないよう、國税局長官として御指導を賜わりたいと思う。各税務署も國税局も、私がまだくそその点については遺憾の見出されるので、ひとつ十分國税局長官において御検討せられたい。何割増しというようなことを、内部的にお話をされることはけつこうであります。が、まさに御非難を一掃いたしたいので、絶対に何割増しでなければいかぬと云ふことは、許されないことであると思ひうる。正しい所得に対する正しい税金がかけられるのがあります。が、第一線においては、さように行われていないうちが開々あつて思いますが、非常に不満があつて、全国的に問題を起しておるのであります。特にこの点、国税局としては、それらの指導をやつていただきと同時に、前に申しました、昨年度より本年は何割増しだ、問答無益だといふような税務署員がよくあるのであります。そういうことのないように、三年ほど前に本委員会において申したのであります、当時は主税局でありましたが、主税局から國税局にかわりました。当時から、大体税務署にはどの程度の割当が行つておるか、本委員会で尋ねますと、そういうことは絶対ないといふ。ところがわたくしが京都なり大阪へ参りまして調べますと、税務署の方では、國税局側から割当が来ておりまして、いかんともいたしかたがないのであります、割当をまけていたく以外には、方法はありません。こういうような確たる証拠を持つて参りましたので、遂に國税局側も折れまして、そういう方法をおやめになりましたが、

税務署が一年間にどれだけの納税ができるであろうかというようなものをつておられまするが、そのとつておられた方向についても、私は無理のないよう、國税局長官として御指導を賜わりたい。O 平田政府委員 御趣旨は私どもまつたく同感でございまして、ただ私、有田委員よりももう一步実は考えておるところまであることは、許されないことであると思ひうります。この点の御所見をぜひ承りたい。

O 平田政府委員 御趣旨は私どもまつたく同感でございまして、ただ私、有田委員よりももう一步実は考えておるところまであることは、許されないことであると思ひうります。この点の御所見をぜひ承りたい。O 平田政府委員 御趣旨は私どもまつたく同感でございまして、ただ私、有田委員よりももう一步実は考えておるところまであることは、許されないことであると思ひうります。この点の御所見をぜひ承りたい。

O 平田政府委員 御指摘のように、全部に趣旨を徹底するようにしておりまして、実は先般の委員会の質疑応答も、第一線に通報いたしております。今後におきましても、中央の方針がさらに一線によく徹底するように努力いたしまして、御期待に沿うようにいたいと存じます。

O 平田政府委員 御指摘のように、全般的に特別な目的で結成されております、民主商工会という納税者の一種の団体がありまして、こういう人たちには、一緒になつて極力申告を低くする。税務署から調査を行きますと、ややもすると、調査ができないような場合もある。いろいろ話しましても、なかなか普通の線で話に乗らない、つい勢いやむを得ず、お互いかんかをした

くなくとも、きつい手段をとらなけれ

なお今日においても大体予定の額、税務署が一年間にどれだけの納税ができるであろうかというようなものをつておられまするが、そのとつておられた方向についても、私は無理のないよう、國税局長官として御指導を賜わりたいと思う。各税務署も國税局も、私がまだくそその点については遺憾の見出されるので、ひとつ十分國税局長官において御検討せられたい。何割増しというようなことを、内部的にお話をされることはけつこうであります。が、まさに御非難を一掃いたしたいので、絶対に何割増しでなければいかぬと云ふことは、許されないことであると思ひうります。この点の御所見を伺いたいと思います。

O 島村委員 ちよつと関連して、事柄は少し違うと思いますが、去る昭和二十六年だと思ひましたが、京阪方面にこの委員会から派遣されたことと同様な問題であります。要は税務署から個人なり法人なりの所得を調査に參りますと、民主商工会という団体がありますと、民衆の地元にこれで、大体国税局の見込みはこうなつておる、それで納税者に押しつけてしまつたります。が、不當なる税金がかけられることは、許されないことであると思ひうります。この点の御所見を、実は確定申告前に新聞に発表してしまつた。これは私はいかぬと思う。新聞に発表しますと、みなそれをもとにいたしまして、大体国税局の見込みはこうなつておる、それで納税者に押しつけてしまつたります。予定申告につきましては、何割増しなんといふことは全然考えておりません。現に國税局におきましては、特別に印刷物をつくりまして、税務署の課長以上、周の係長以上して、ことしの予定申告の際におきましては、ことしの所得は去年に比べてどうなるだろ? ということは、実は一べんも議題に上つておりますませんし、そういう会議もいたしておりません。これ

ば話がきまらない、こういう面が実は相当あるのです。しかしこれに對しましては、私どもは率直に申しますと、大分あるようですが、税務署員としても非常に困りであります。が露骨に現われまして、警察の手を煩わしたような事態があつたのであります。が、これらに對しては、税務署の署員としても非常に困りであります。そこで、たゞ十七、八人の人間がそろつてしまふ。そして早く言えれば、威嚇を受ける。そういうために、公務を執りながらも、大分あるようですが、これらに對しては、税務署の署員としても非常に困りであります。が露骨に現われまして、警察の手を煩わしたような事態があつたのであります。O 千葉委員長 本日は午後一時より本会議が開かれますので、これにて散会いたします。

次会は明二十六日午前十時から開会いたします。

午後零時三十分散会